

熱中症対策・防寒対策に関する現場環境改善費の積算について（通知）

標記の件につきましては、令和7年7月1日付けで現場環境改善費に係る熱中症対策・防寒対策に関する費用に関して、下記のとおり積算することとしたのでお知らせいたします。

記

1. 概要

共通仮設費における現場環境改善費率の実施項目のうち、現場環境改善費（安全関係）「避暑（熱中症予防）・防寒対策」について、率の実施項目から除外し、積み上げ計上を行うものとする。

2. 積算方法について

共通仮設費積算方法等については、別紙を参照すること。

現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策に関する費用)の積算について

財政局技術監理課

R7.6.30

1. 現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策に関する費用)の積算に関する改定について

令和7年6月00日付で、現場環境改善費について積算基準の改定を実施。

なお、本基準については、令和7年7月1日以降に起工する工事から適用するものとする。

ただし、それ以前に起工した工事についても、受発注者の協議により、本基準を適用できるものとする。

<改定概要>

共通仮設費における現場環境改善費のうち、「熱中症対策・防寒対策に関する費用(安全関係)」については、これまで率計上分の実施項目に含まれていたが、改定後は、積み上げ計上を行うものとする。

2. 積算方法

○熱中症対策・防寒対策に関する費用は、原則、変更設計にて計上するものとする。

○変更協議の際に、受注者より提出された見積書等の資料をもとに積算を行う。

○主に、現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用が、積み上げ計上の対象となる。ただし、現場環境改善費率分として算出された額の50%を上限とする。

○作業員個人に対する対策費用は現場管理費に含まれるため、現場環境改善費における計上の対象としない。

現場管理費にて計上される項目…作業員個人の安全・衛生に関する費用

例)・塩飴、経口保水液等の熱中症対策に有効な飲食物

・熱中症対策に有効な空調服等の被服

・熱中症対策キット

…等

○具体的な計上方法については、以下のとおりである。

	<リース品>	<購入品(会社所有備品)>
	リースにかかる費用を計上	購入費のうち、設置期間分の減価償却費を計上
受注者の提出資料	以下が確認できる見積書(契約書)等 ・設置期間 ・設置費用	以下が確認できる資料 ・購入時期及びその購入価格(販売価格) ・設置期間

※熱中症対策・防寒対策に関する費用が率計上から積み上げ計上に改定されることに伴い、現場管理費の率計上として実施が必要な5項目に熱中症対策・防寒対策が含まれなくなることに注意すること。

3. 設計変更について

熱中症対策・防寒対策の実施については、その内容(現場環境改善費に積み上げ計上するもの)を、工事打合せ簿にて受発注者協議のうえ、決定するもの。

協議において、受注者から、実施内容や費用が具体的にわかる資料(配置計画、設置期間、カタログ、見積書等)を併せて提出してもらい、対策の妥当性及び現場管理費に計上される費用との重複がないことを必ず確認すること。

4. 関連通知等

○(通知文)令和元年7月12日付「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(通知)」

…工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、現場管理費の補正を試行するもの。

○(通知文)令和7年6月13日付「現場における熱中症予防対策について(依頼)」

…令和7年6月の労働安全衛生規則の改正に伴い、現場における熱中症予防について受注者周知を依頼するもの。

夏季に稼働する工事については、受注者に熱中症予防について周知を徹底すること。